

令和3年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年5月10日(月)
招集場所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	5番 大太勇三委員 10番 関本五郎委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 池口稔委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

事務局（宅和事務局長）

お手元に5条の転用議案を追加議案として配布しています。これは今回の農地転用議案の10番の工事に伴う一時転用ですので、併せてご審議いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

第2回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号12番の竹中委員と議席番号13番の田子委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は大太委員、関本委員です。

それでは審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ番号9の大篠津町から6ページ番号19の河崎について一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示しますのでスクリーンをご覧ください。

番号9番の大篠津町について説明します。空港近くの畑2筆と美保中学校近くの畑1筆合計1,090平方メートルの農地です。売買を希望していた渡人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は111アールです。

次に10番の石井について説明します。申請地は米子高校の北東の田1筆、707平方メートルの農地です。この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は44アールです

次に11番の日下について説明します。申請地は、日下地内に位置します畑4筆、田5筆の合計10,200平方メートルの農地です。この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は468アールです。

次に12番の尾高について説明します。申請地は、河岡の円型団地近くに位置します尾高の畑1筆、761平方メートルの農地です。機構を通じ使用貸借で耕作していた自宅後ろの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は98アールです。

次に13番の淀江町淀江について説明します。申請地は、〇〇〇〇の工場北に位置します、畑1筆560平方メートルの農地です。以前から管理していた農地をこの度合意され、売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は80アールです。

次に14番及び15番の淀江町佐陀について説明します。申請地は米子インターの北に位置します田2筆1,596平方メートルの農地の売買及び田1筆1,476平方メートルの農地の使用貸借権設定です。いずれも受人所有の農地近くの農地となります。この度合意され、権利を取得しようとするものです。権利取得後の経営面積は51アールです。

次に16番の両三柳について説明します。申請地は、博愛病院近くに位置します田1筆畑1筆、合計1,060平方メートルの農地です。同居の娘へ贈与を行おうとするものです。取得後の経営面積は同一世帯内の贈与ですので変わらず62アールです。

次に17番の河崎について説明します。申請地は、北斗中学校近くに位置します畑1筆、228平方メートルの農地です。この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は45アールです。

次に18番及び19番の河崎について説明します。申請地は、河崎小学校近くに位置します田1筆、畑1筆、合計287平方メートルの農地です。畑1筆165平方メートルの売買及び、田1筆122平方メートルを親族間の贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は46アールです。

3条許可案件は以上11件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（田邊会長）

番号9の大篠津町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

本池推進委員

9番について補足します。現地調査は4月18日に角農業委員と本池推進委員で行いました。現地はきれいに整地されており、いつでも作付が可能な状態でした。許可については問題無いと思います。

議長（田邊会長）

続きまして番号10の石井について、担当委員さんから補足があればお願いします。

小林正美推進委員

10番について補足します。現地調査は、4月19日に岩佐農業委員と小林正美推進委員で行いました。現地はきれいにされておりました。また譲受人と譲渡人は知人で、譲受後は花を栽培するそうです。許可については問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

続きまして番号11の日下について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

11番について補足します。譲渡人は高齢で農業が出来ないため、以前より農地の買い手を探していましたが、今回、同集落の譲受人と売買が成立したものです。譲受人は農地で田畑約3町6反を耕作する当地の担い手農家です。本件購入農地につきましては、水稻及び和牛も8頭飼育しているため牧草地としても利用する計画です。なお現地確認は、4月28日に高橋農業委員、福島推進委員及び事務局で行い

ました。9筆全ての農地が適切に管理されており、本件許可については全く問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

続きまして5ページ番号12の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

12番の議案について補足します。申請地は中間管理機構を通して使用貸借していたものですが、この度購入するという事です。管理はきちんとされています。調査日は4月30日で中本農業委員、尾坂推進委員で行いました。以上です。

議長（田邊会長）

続きまして番号13の淀江町淀江から番号15の淀江町佐陀について、担当委員さんから補足があればお願いします。

富田農業委員

13番の議案について補足します。現地調査は4月20日に富田農業委員、池口推進委員で調査しました。線路沿いの下の所で、機械の入り口も厳しい狭い畑ですけども、以前から管理されており、この度売買の契約をされたようです。許可については問題無いと思われれます。

14番と15番を説明します。現地は4月22日に富田農業委員、長澤推進委員で調査しました。許可については問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

続きまして6 ページ番号16の両三柳から番号19の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大縄農業委員

16番の両三柳の病院の後ろ側ですが、きちんと作っておられますので特に問題ありません。5月5日に大縄農業委員、山中推進委員で現地調査を行いました。以上です。

山中推進委員

17番について説明します。相談を受けたのは今の土地の隣の方でしたが、書類が回ってきたら〇〇さんが買うという話のようです。

18番ですけども、親の代から〇〇さんが管理しておられます。19番については、〇〇さんは〇〇さんの実家であり贈与という話になっています。3条については問題無いと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

14番の件で、1反5畝が〇〇という、相当この辺りの田で1反5畝で〇〇の売買というのは、ちょっと値段が過ぎると思いますけど、これは特別な思惑とか何かあるのでしょうか。

富田農業委員

憶測で物を言っはいけないと思うのですが、道路沿いで反対側は〇〇が来るような場所で、それで高くなったのではないかと。

高橋農業委員

将来的に何か工場とかそういう計画があるのですか。この地区はそういう転用が出来る地域ですか。私これは憶測で言っているのですが。

富田農業委員

私も憶測で物を言っていますけども、寿城の先の大きな所ですけども。

高橋農業委員

場所がいい所なので、おそらくあるのでしょうね。

矢倉農業委員

何かよく分からなかったですけども、何か一桁違う金額で。しかもこれ田なのだけど、誰が考えてもちょっと変じゃないですか。

事務局（宅和事務局長）

特に転用の話は聞いていませんが、ここは国道431号沿いで、すぐ横がこの前、農振除外をして〇〇が出て来る所になっています。ですから、将来的な転用期待があつて高い値段になっているのではないかと想像しています。ただ農振農用地ですので簡単には転用出来ない

所です。

議長（田邊会長）

これは本当に想像ですけども、将来的な事はあるかもしれませんが、さっき言ったように農振がかかっていますので、簡単には出来ないと思います。

この件はよろしいですか。

この他に何かありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、7ページ議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは8ページ番号1の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

1番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は共同住宅です。4月22日に富田委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大49センチの盛土と最大86センチの切土を行います。擁壁として、隣接境界にコンクリートブロック15センチのものを2から3段、及びフェンスを設置します。雨水の排水は、敷地内集積後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、10ページ番号10から番号11の大崎について一括して審議します。追加議案も併せて審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

26番の追加議案の事ですけども、2月にその土地の一部分が審議されて許可になったんですけども、業者が全てをついでに造成したものです。許可部分の造成は問題無いんですけども、全ての土地の造成を行ったということです。この事は許可を得ないままでの施工で違法行為です。事務局と田邊会長と田中職務代理者と矢倉農業委員で相談し、これを原状回復させまして、一時転用の許可申請を指導したという事です。事務局、補足がありますか。

議長（田邊会長）

事務局ちょっと補足してください。

事務局（石岡主任）

時系列順に経緯を申しますと、4月20日に矢倉委員さんと松本推進委員さんと事務局で非農地の調査で別の所を見ていた時に、矢倉農業員から、ここが気になると言われ、この現場を確認して発覚したものです。その日のうちに造成業者に説明を求めました。画面で見ると一番左側の5区画の左側の部分だけが住宅として許可済ですけれども、ここを着工するために他の部分も資材置き場として使うから必要だと言われました。その時は入れているのは畑の土であって問題は無いんだという事を主張されました。翌日、田中農業委員と矢倉農業委員と事務局とで再度現地を確認し、スクリーンの様に大きな石ころが転がっており、これは畑の土とは言えないという確認をし、同日午後、田邊会長と田中農業委員さんと矢倉農業委員さんと事務局とで再度現地を確認し、現状復帰をした上で、工事のために必要だというのであれば工事のための一時的な資材置き場という申請をするよう指導したものです。4月27日に田中委員と事務局と再度現地を確認し、写真では分りづらいますが、土を30センチほど剥がして畑の状態にしてあることを確認し、これで原状復帰したものと判断しました。以上です。

議長（田邊会長）

私も現場を見まして、さっき言ったとおり畑の土でないもので埋めてあると判断しました。これでは許可出来ないから現状復帰をしてもらうという事で、埋め立てた物を取ってもらって、それで一時転用の許可を取ってもらって、それからもう一度復帰してもらおう形をとるよう指導しました。そうしますと10番と11番をお願いします。

矢倉農業委員

10番は先程の土地の申請地で囲ってある場所として、造成計画は最大45センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック70センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題無いと思います。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思います。

松本推進委員

11番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。5月2日に矢倉農業委員、松本推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土造成を行います。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

竹中農業委員

11番ですけども極端に売買価格が低い。高い方は別に問題無いですが、安い値段で、使い口の無い農地だからといってこういう姿を見ると、これはやはり何か売る側に対する情報提供を農業委員会としてはするべきではないのかと。近々の売買の価格なり、そういった事をしないと、どんどん農村が崩壊していく図式が将来的に見える気がします。出来れば業者の言いなりになって、この金額じゃないとペイしないので、この金額で買い取らせてという言い方をするのだと思いますけども、農業委員会としては、例えば10番の売買があれば、そういう価格で売買される所も近隣にはあるとか提示出来るようにしないと。農地の崩壊に繋がらないような方策を、農業委員会としては何か指標になるものを進めるべきではないかと、その辺を今後検討お願いしたいと思います。

議長（田邊会長）

農業委員会として金額にタッチするのはどうかという所もあります。どの程度介入出来るか気になる所ですけど、課題としてもらって置いてよろしいですか。

竹中農業委員

はい。

議長（田邊会長）

その他に何かありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号12から11ページ番号14の彦名町について、一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

公本農業委員

12番と13番を併せて説明します。3区画の住宅を計画したもので、1区画は先月の総会で承認され、今回残りの2区画を申請したものです。転用目的は一般住宅です。4月26日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は50センチ弱の盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に既設コンクリートブロック100センチがあります。雨水は新設側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。旧内浜バス通りと内浜産業道路の間にある農地です。

田口推進委員

14番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は粟島神社の東側にある場所ですが、太陽光発電施設を計画したものです。周辺にも太陽光発電施設が稼働しています。4月26日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、整地して現状のまま使用します。雨水は地下浸透及び農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。先程話が出ていましたが、すごい安い値段で先程の議案と同価格な気がします。会長から今後検討して見るという事でしたが、価格については、農業委員としてタッチ出来ないというのがあります。公本農業委員ともそういう事かなあと想像はしますが、結論は出ておりませんが考えていただきたいと思います。

議長（田邊会長）

ちょっと時間をください。安く出ているのですよね。まあ管理してもらうからという事で出す方はそういう形でやっていますし、どの程度まで農業委員会が関与できるのかまた相談しますが、少し時間をください。

そうしますと、今12番から13番まで説明していただきましたけども、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号15の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

15番について説明します。転用目的は一般住宅です。場所は弓ヶ浜駅前の通りです。3月30日に竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック12センチを3段設

置します。雨水は敷地内溜桝から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書、自治会長の同意を確認しています。しかしながら一部隣接耕作者の同意が取れていません。これには理由書が添付してあり、隣接地に堆肥置場が設置してあり、臭いによるトラブルを避けたいということです。これに対し、申請者より書面で意見提出があり、隣接地の農家が堆肥置場を設置していますが、この匂いについて過去に近隣の住宅とトラブルになった事があるという事で、またそういうトラブルを起こすことは避けたいという事で同意をしてもらえないという事でした。これに対し、申請者側は書面で意見提出をされていますけども、堆肥置場については、既に設置されていることを承知して、この場所を選定しているので問題視はしないという事で理由書を提出されています。私は今後のトラブルは避けたいという意味で、他の物件を探してはいかがかと代理人にそれとなく話しましたが、やはり小・中学校及び駅からの距離を考えればいい位置にあるので、ここで何とかという意味が強くなりました。法的には何ら問題無いと思いますので、申請する事になりました。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号16から12ページ番号17の安倍について、一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

三島推進委員

16番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。本件は令和2年8月総会で審議した、隣接地の障がい児童複合福祉施設の建設工事に伴う一時転用です。4月30日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画

は最大10センチの盛土造成を行います。流出防止措置として、隣地境界に土羽打を行います。雨水の排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書、農業用道路通行同意を確認しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

17番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。4月30日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水の排水は、浸透枮から地下浸透させる計画で問題ありません。汚水は、公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は譲渡人の所有地のみのため同意は不要です。農地区分は、住宅・公共施設等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号18の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

廣東推進委員

18番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。市民球場のすぐ近くでして、転用目的は一般住宅です。4月29日に船越農業委員、廣東推進委員と現地確認を行いました。造成計画は30センチから40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック50センチを設置します。雨水は農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接地は既に宅地化された所と転用済みの農

地で隣接農地はありません。農地区分は、住宅・公共施設等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号19の蚊屋から14ページ番号20の東八幡について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。まず事務局から説明をお願いします。

事務局（石田主任）

19番の案件の地区計画について説明します。お手元にお配りしています地区計画の資料をご覧ください。1枚目ですが、米子市のホームページを印刷したものです。こちらをご覧くださいますと、地区計画とは都市計画法に従い、それぞれの地区の特性に応じて市が定める地区独自のまちづくりのルールのこと、その地区に合った建築物の用途や形態、色彩、道路や公園の配置などを住民の皆さんの意見をふまえて細かく定め、住みよい住環境の創造や美しい街並みの形成など地区単位の総合的なまちづくりを誘導するものとなっています。続きまして2枚目の土地造成のみでも可とする例外規定と書かれている資料をご覧ください。農地法施行規則第57条第1項第5号において、申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められていませんが、地区計画が定められている区域内においては例外的に土地の造成のみの転用が認められています。以上です。

議長（田邊会長）

19番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、地区計画における宅地分譲です。4月27日に箕蚊屋ブロックの農業委員4名、田中会長職務代理、能登路推進委員及び事務局で現地確認を行いました。地区計画の範囲としては、既存の住宅等も含め赤い波線で囲んでいる区域が指定されています。この度の申請地は、青色で色付けをしている部分です。地区計画内にある市街化区域の農地は農地転用届出済みです。造成計画は10センチから110センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁60センチから110センチ、右側のみコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水は、造成地内新設側溝から既設道路側溝及び農業用排水路へ流す計画です。農業用排水路への雨水排水については、箕蚊屋土地改良区と協議済みです。汚水は、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。その他、申請地内にある用排水路について図面のとおり付け替える計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

20番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。4月27日に田邊農業委員、森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は現状のまま利用し、パネル下部分のみ防草シートを使用します。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われします。

そういたしますと、19番と20番の説明をさせていただきましたけども、これにつきまして、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号21の尾高から番号22の尾高について、一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

中本農業委員

21番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、譲受人であるIMF株式会社から姉妹会社である株式会社

みたこ土建への貸駐車場です。除雪用大型車両置き場として使用します。4月30日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画は30センチから40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にある既設のコンクリートブロックを利用します。雨水は地下浸透で問題ありません。地下浸透は、やはり昨今の環境の変化で大雨が降る場合もあります。その事も考えておいていただきたいと話したところです。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当すると思われます。

22番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。位置は尾高のほぼ中心にある源光寺という寺です。転用目的は、境内地の拡張です。普段は庭として使用し、寺院行事の際には、仮設テントの設置や駐車場として使用します。4月30日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画は5センチから10センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチを設置します。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号23の淀江町佐陀から15ページ番号25の淀江町西原について、一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

長澤推進委員

23番と24番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、23番は一般住宅、24番は住宅建築における

重機等の進入路の一時転用です。いずれも親子間での使用貸借です。4月22日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。23番ですが、造成計画は30センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック12センチを3段設置します。雨水は、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。24番ですが、造成計画は現状のままで鉄板を敷きます。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地であり第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われま

池口推進委員

25番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅及び進入路です。4月24日に富田農業委員、池口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は転圧・整地のみ行ないます。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック15センチから35センチを設置します。雨水は農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地であり第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

確認したいのですが、23番と24番で24番は進入路になっていますけど、一時転用ですよ。これは23番の住宅が出来たらいら

事務局（石田主任）

24番の進入路は23番の住宅が完成した段階で撤去し、一時転用は終了します。

議長（田邊会長）

進入路は他にあるという事ですね。

事務局（石田主任）

はい、実際の進入路は、昨年の10月頃に建築条件付売買予定地の許可が下りている土地です。こちらが完成したばかりで重機が入れないため、一時転用で重機の進入路を24番でとっておりますが、住宅が建ったらこちらから入る事になります。

議長（田邊会長）

はい、分かりました。

その他に何かありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、16ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、19ページ番号5-1から20ページ番号5-8までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

19ページ番号5-1は新規設定です。番号5-2からページ番号5-3は再設定です。番号5-4は新規設定です。番号5-5から番号5-6は再設定です。番号5-7から20ページ番号5-8は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、23ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号5-1から27ページ番号5-21までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。23ページ番号5-1から27ページ番号5-21まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので15件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で4件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で2件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで決定とします。

続きまして、29ページ議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは30ページ番号1から40ページ番号15までを一括審議します。31ページ番号6-1から36ページ番号6-6は、関係者の田中委員は議事に参与できません。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。30ページ番号1から40ページ番号15は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号6は4月に引き続いての配分で令和3年度は米川土地改良区の賦課金を含まないため、令和4年度に賃借料を改定するものです。番号7は初めての配分です。選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、31ページ番号6-1から36ページ番号6-6について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、残りにつきまして一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告します。

42ページから44ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、45ページから47ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、7件を受理しています。

次に、48ページから52ページの非農地転用現況証明について、14件を証明しています。

次に、53ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件回答しています。

次に、54ページから56ページの農地転用現況確認書交付について、12件を交付しています。

次に、57ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、58ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件を受理しています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

6月定例総会につきましては、6月10日木曜日、午後1時30分から米子市役所4階401会議室での開催予定としております。

次に、5月の農地相談は、令和3年5月26日水曜日、午後2時から夜見公民館、令和3年5月28日金曜日、午後2時から米子市役所第2庁舎の予定としています。

次に、5月分の活動実績報告書ですが、6月4日金曜日までにご提出いただけますと助かります。

また、7月総会におきまして、任期が1年間となっております会長職務代理者の選挙及び運営特別部会の互選会を行う予定としております。なお、広報部会の任期は3年間となっておりますので行いません。私からは以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時50分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員